

# 平成23年及び平成25年の精神・知的障害に 関する認定基準及び診断書の改正について



## 【平成23年当時の改正経緯】

障害基礎年金、障害厚生年金及び障害手当金の障害の程度の認定は、『国民年金・厚生年金保険障害認定基準』（昭和61年3月31日庁保発第15号、平成14年3月15日庁保発第12号一部改正。以下「障害認定基準」という。）により取り扱われている。

障害認定基準は、その後の医療水準の向上による医学実態等を踏まえ、随時見直しを行う必要がある。

「第8節／精神の障害」については、平成22年の障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正により、発達障害が同法の対象として明確化されたことや、精神障害者保健福祉手帳制度の一部改正により、発達障害及び高次脳機能障害の症状や状態像を適切に把握するため、判定基準及び診断書が改正されたこと（平成23年4月1日施行）等を踏まえるべく、見直しを行うこととした。

見直しに当たっては、認定事務の運用現場や障害者団体からの意見を参考とし、平成23年1月から3回にわたって「障害年金の認定（知的障害等）に関する専門家会合」を開催し、専門家による議論を踏まえ、認定基準及び診断書を改正した。

## 【平成23年当時の課題】

現行の認定基準では『日常生活能力の判定』にかかる客観的、具体的な評価方法が十分に示されていないことから、運用現場の認定医や障害者団体から、その規定を求められている。

認定医から、現行の認定基準や診断書では、近年請求が増加している『発達障害』の取扱いが規定されていないため、適切に認定できないという意見があり、認定基準の見直しを求められている。

専門家  
から意見  
を聴く

## 【専門家会合での検討事項】

- ① 『日常生活能力の判定』の客観的、具体的な評価方法を、どのように規定するか。  
（特に知的障害のある者が就労している場合に、日常生活能力をどのように評価するか。）
- ② 『発達障害』の重症度や日常生活能力の判定について、どのように認定基準に規定するか。
- ③ 認定基準の改正にあわせ、診断書作成医や認定医が日常生活能力などを客観的に判断するために、診断書の評価項目をどう見直すか。

## 知的障害(発達障害)の認定事務に関する課題(認定医からの意見)

### ○知的障害のある者が就労している場合における日常生活能力の評価

知的障害者は、支援施設や保護的配慮のある事業所等で就労しており、一般の障害者の就労と全く異なる状況であるにもかかわらず、継続的な就労がある現状から「就労している＝日常生活能力が向上した」と見なし、障害年金が支給停止となる事例がある。

知的障害者の日常生活における困難度を適切に判断できるよう、各障害等級に相当する障害の状態の例示をより具体的に示す必要がある。

### ○知的障害を伴わない発達障害の取扱い

現在、発達障害により日常生活に支障をきたしている者の認定基準がないため、知的障害や他の精神障害の基準に準じて判断している。

近年、発達障害による年金請求が増加していることから、発達障害についての判断基準を作成する必要がある。

### ○診断書の見直し

診断書を作成できる医師の範囲が拡大されたこともあり、診断書の「日常生活能力の判定」「日常生活能力の程度」欄の記載内容が本人の障害の状態十分に反映していないことから、判断に苦慮することが増えている。

## 障害認定基準等に関する要望

日本年金機構から厚生労働省年金局に提出された資料『障がい者団体からの要望について』（平成22年11月5日）から抜粋。

- 精神の診断書は機能障害と共に日常能力の程度を記載するようになっていますが、しかし主治医は当日の日常生活状況をあまり把握していないために、現在の診断書の内容では障害認定にマイナスに影響することが少なくありません。医師からは日常生活状況については記載しにくいという意見も出ています。また、日常生活はそこそこできても、全く働くことができない精神障害も多く、人間関係、社会生活上の課題を多く抱えています。そうしたことを踏まえ、現在の診断を再考し、より障害を明確にできる診断書に改定するため、当事者、家族を含めた検討会議等を設けてください。  
（特定非営利法人 全国精神保健福祉会連合会）

### ○障害認定基準の見直しについて

先ず、知的障害は、身体障害における「身体機能」や精神障害の「疾病」とは異なるもので、「状態像」を示す障害であり、医師の診断や判断だけでは認定が困難な障害といえます。一方、現行の認定基準は、次のとおりとなっています。

- 1級・・・知的障害があり、日常生活への適応が困難で、常時介護を要するもの
- 2級・・・知的障害があり、日常生活における身の処置にも援助が必要なもの
- 3級・・・知的障害があり、労働が著しい制限を受けるもの

以上のように、日常生活における能力や困難性を示していますが、その評価や方法に客観的な仕組みがない現状であると考えます。また、この等級の内容は、日常生活における困難性や支援の必要度の高低を示したものとは思えません。さらに、所得保障の必要性の尺度との関連性も不明瞭と考えます。

特に、知的障害のある人たちが地域で生活し、就労する場合、その多くは様々な支援によってそれが可能であり、知的障害そのものが軽減しているわけではないと考えます。ついては、現行の障害認定基準と認定方法を抜本的に見直す必要があると考えます。（社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会）

### ○障害認定基準と所得制限のダブルスタンダードの問題

現行の国民年金法並びに同施行令では、支給の要件には未就労は明記されていません。また、年間所得額が約360万円(単身)を超えないかぎり、減額ないし支給停止にはならないことにもなっており、このことは、給与所得等を想定して、所得制限が設けられていると理解されます。

しかし、現状では、社会保険庁の通知による「障害認定基準」により、所得額に関係なく支給停止等が行われています。これは、明らかなダブルスタンダードとなっており、問題があると考えます。

(社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会)

### ○診断書の様式等について

現行の請求の際の診断書は、「精神の障害用」の所定用紙に精神障害と知的障害の順に記入するようになっていることにより、知的障害の特性を記入しにくい現状があります。ついては、「精神障害」と「知的障害」それぞれの専用の診断書に分ける必要があると考えます。

また、知的障害の場合、身体的には元気なことから、主治医を持たない場合があります。従って、医師によっては、知的障害の特性や障害基礎年金の仕組みを理解しないまま、診断書の記入が行われ、請求者の状況が適切に反映されない場合があります。ついては、適切な診断書となるよう記入要領等に配慮する必要があると考えます。(社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会)

## 【平成23年の精神・知的障害に関する認定基準及び診断書の改正事項】

(同年9月実施)

### 1. 認定基準

#### 知的障害

- 日常生活における困難度を具体的に判断できるよう「食事や身のまわりのこと」及び「会話による意思の疎通」など日常生活における制約について、各障害等級に相当する障害の状態の例示に加える。
- 日常生活能力を判定するに当たり、就労することをもって直ちに日常生活能力が向上したものと捉えず、その状況等を十分確認したうえで判断することを記載する。

#### 発達障害

- 発達障害について定義し、その特性を考慮し、認定上の留意事項を設ける。
- 日常生活の困難度を具体的に判断できるよう「社会性やコミュニケーション能力」及び「社会行動」など日常生活における制約について、各障害等級に相当する障害の状態を例示する。
- 日常生活能力を判定するに当たり、就労することをもって直ちに日常生活能力が向上したものと捉えず、その状況等を十分確認したうえで判断することを記載する。

### 2. 診断書

- 「現在の病状又は状態像」欄に発達障害関連症状の項目を設ける。
- 各障害等級に相当する障害の状態を判断しやすくするため、「日常生活能力の判定」欄に説明書きを加える。
- 「日常生活能力の程度」欄を「精神障害」と「知的障害」に分けて、各々の日常生活能力の程度について具体的な説明を加える。
- 就労状況を十分に確認するため、「現症時の就労状況」欄を設ける。

## 【参考】『障害年金の認定(知的障害等)に関する専門家会合』提出資料

本資料は、議論の参考として第2回会合に事務局が提出したものであり、その後に認定医や機構の事務担当者に対して示したのではない。

### 知的障害における「障害等級」と「日常生活能力の程度」の相関性

障害の程度		(知的障害)障害等級の例示	日常生活能力の程度
1級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもとする。この日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度とは、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のものである。	知的障害があり、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な介助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの	(5) 知的障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の介助が必要である。
2級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもとする。この日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のものである。	知的障害があり、食事や身のまわりのことを行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの	(4) 知的障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。
			(3) 知的障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。
3級	労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもとする。	知的障害があり、労働が著しい制限を受けるもの	(2) 知的障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが社会生活には、援助が必要である。
3級非該当			(1) 知的障害を認めるが、社会生活は普通にできる。

発達障害における「障害等級」と「日常生活能力の程度」の相関性

障害の程度		(発達障害)障害等級の例示	日常生活能力の程度
1級	<p>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものである。この日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度とは、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のものである。</p>	<p>発達障害があり、コミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しい異常行動がみられるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの</p>	(5)精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の介助が必要である。
			(4)精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。
2級	<p>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものである。この日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のものである。</p>	<p>発達障害があり、コミュニケーション能力が乏しく、かつ、異常行動がみられるために、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの</p>	(3)精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。
			(2)精神障害を認め、家庭内での日常生活は、普通にできるが、社会生活には、援助が必要である。
3級	<p>労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のものである。</p>	<p>発達障害があり、コミュニケーション能力が不十分で、かつ、社会行動に問題がみられるため、労働が著しい制限を受けるもの</p>	(1)精神障害を認めるが、社会生活は普通にできる。
3級非該当			

## 【平成25年当時の改正経緯及び課題】

精神障害者保健福祉手帳制度において、高次脳機能障害に係る判定基準及び診断書が改正されたことを踏まえ、知的障害及び発達障害以外の精神障害について見直しを行うこととした。

見直しに当たっては、「現行の認定基準及び診断書では高次脳機能障害に係る具体的な症状や評価方法が示されていないため、見直して欲しい。」という認定事務の運用現場の意見も参考とし、平成24年11月から3回にわたって「障害年金の認定(高次脳機能障害等)に関する専門家会合」を開催し、専門家による議論を踏まえ、認定基準及び診断書を改正した。

## 【平成25年の精神障害に関する認定基準及び診断書の改正事項】

(同年6月実施)

### 1. 認定基準

#### 症状性を含む器質性精神障害

- 高次脳機能障害について定義するとともに、疾患の特性や主な症状を明記し、認定上の留意事項を設ける。
- 日常生活能力を判定するに当たり、就労することをもって直ちに日常生活能力が向上したものと捉えず、その状況等を十分確認したうえで判断することを記載する。

#### 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害並びに気分(感情)障害

- 日常生活能力を判定するに当たり、就労することをもって直ちに日常生活能力が向上したものと捉えず、その状況等を十分確認したうえで判断することを記載する。

### 2. 診断書

- 「現在の病状又は状態像」欄に高次脳機能障害関連症状の項目を設ける。